

**資料 2**

消保第1550号  
平成30年7月20日

大阪府消防広域化推進審議会会長 様

大阪府知事 松井 一郎

大阪府消防広域化推進計画の再策定について（諮問）

標記について、消防組織法第33条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

自主的な市町村の消防の広域化を推進し、住民サービスの向上・消防体制の効率化と基盤強化を図るため、平成 18 年度に「消防組織法の一部を改正する法律」が公布・施行され、「消防の広域化に関する基本指針」が告示されました。これにより、都道府県が、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な確保に関する計画を定めることとされました。

現行の大阪府消防広域化推進計画は、平成 20 年 3 月に策定され、平成 23 年 6 月に一部改定がされたものです。

平成 30 年 4 月に、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正がなされ、市町村が自らの消防本部のあるべき姿を考えた上で、都道府県が、当該分析を生かしつつ、消防体制のあり方を再度議論し、平成 30 年度中に推進計画を再策定する必要があることとされました。

大阪府においては、この基本指針の一部改正を受けて、推進計画の再策定について、貴審議会に諮問をいたしますので、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

－抜粋－

消防組織法第 33 条第 1 項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

第 33 条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。